

# CPD（継続教育）制度実施要領

（第3版）

令和7年 4月

一般社団法人 全日本建設技術協会

## 目 次

1. CPD（継続教育）制度の概要	1
2. CPDプログラムについて	3
3. CPD記録の登録について	8
4. 利用者の登録事項の変更及び登録の抹消について	9
5. その他	9
【様式－1】CPD利用者登録申請書	10
【様式－2】CPD記録登録証明書	11
【様式－3】CPD利用者登録事項変更申請書	12
【様式－4】CPD利用者登録抹消申請書	13
【様式－5】CPDプログラム認定申請書	14

## 1. CPD（継続教育）制度の概要

### （1）目的

公共事業を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、それに携わる建設技術関係者に求められる技術・知識についても日々変化している。

一般社団法人全日本建設技術協会（以下「全建」という。）の会員の多くを占める公務員技術者にとっては、平成26年6月改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（令和6年6月最終改正。以下「品確法」という。）により、発注者としての責務がより一層明確になり、それを確実に果たすことが今後求められる。

全建の「CPD（継続教育）制度」（以下「本制度」という。）は、社会資本整備・管理に携わる建設技術関係者が講習会、研修会、セミナー等への参加や論文発表、講習会等における講演や実務経験等を通して、公共事業の変化に対応した新しい技術・知識の取得や各自の保有する技術水準の維持・向上に資することを目的とする。

### （2）対象者

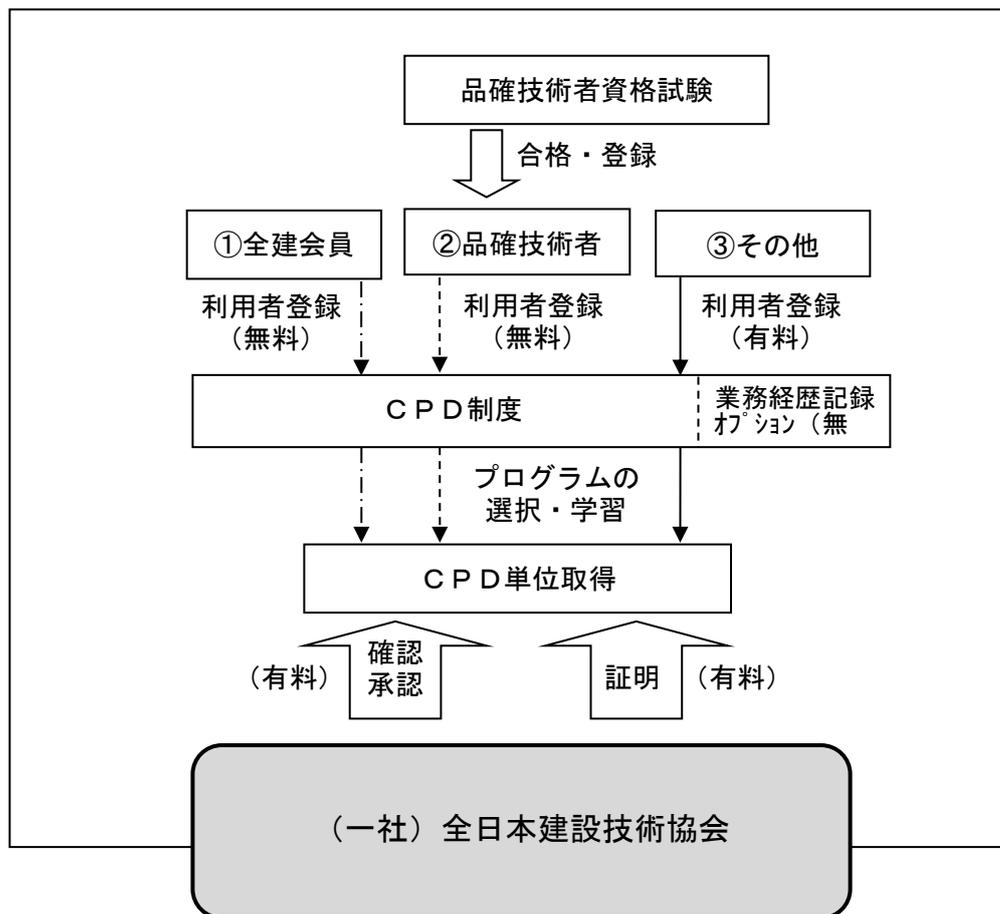
本制度は、全建会員（正会員及び特別会員※をいう。以下同じ。）をはじめ、社会資本整備・管理に携わる建設技術関係者を広く対象とする。

※特別会員とは、全建の定款第5条に示すところの「本協会の目的に賛同し、事業に協力する者」をいう。

### （3）制度の仕組み

- ・全建会員は、本制度への利用者登録を無料で行うことができる。（賛助会員、非会員は有料）
- ・全建が運営する「公共工事品質確保技術者資格試験」に合格し、資格登録を行った者（以下「品確技術者」という。）は、本制度への利用者登録を無料で行うことができる。
- ・本制度に利用者登録を行った者（以下「CPD利用者」という。）は、Webシステムにより、学習した記録を自己登録・閲覧することができる。
- ・全建は、CPD記録データの管理を行い、CPD利用者の必要に応じてCPD記録登録の承認及び「CPD記録登録証明書」の発行を行う。（有料）

### 全建のCPD制度の仕組み



## 2. CPDプログラムについて

### (1) 本制度における対象プログラムの特徴

本制度は、社会資本整備・管理に携わる技術者の技術力・知識の維持・向上とともに、全建会員の多くを占める公務員技術者が品確法の改正により、発注者としての責務を確実に果たすことが求められることにも配慮し、「入札・契約」や「設計積算」「監督・検査」等、独自の教育分野も対象とし、「発注関係事務（P 7 [参考] を参照）の実務経験」等も教育形態に取り入れている。

### (2) プログラムの対象教育分野

CPDプログラムの対象教育分野は、次の4つに分類される。（別表－1）

- I. 基礎共通分野：基礎的な共通一般に関するもの
- II. 専門技術分野A：発注関係事務に携わる者として必要な専門的知識・技術に関するもの
- III. 専門技術分野B：建設技術関係者に必要な各分野毎の専門的知識・技術に関するもの
- IV. その他分野：I～III以外に関するもの

### (3) 教育形態

CPDプログラムの教育形態については、以下の4つのパターンに分類される。

- ①参加学習型（講習会、研修会での受講、講演会、シンポジウム等での聴講、及び現場見学会等への参加）
- ②情報提供型（論文等の発表、技術指導等）
- ③実務学習型（発注関係事務の実務経験）
- ④その他（その他の実務経験、学会誌購読等の自己学習等）

### (4) CPD単位と重み係数

- ・CPDの実施状況は、CPD単位によって判定する。
- ・CPD単位の算定は、CPDの教育形態により、実際に費やした時間、件数、編数等の内容に応じた独自の「重み係数（CPDF）」を掛けて算定することを基本とする。

$$\text{CPD単位} = \text{CPD実施時間等} \times \text{重み係数（CPDF）}$$

- ・CPDの教育形態と単位、重み係数（CPDF）については別表－2に示す。
- ・CPD単位及び重み係数（CPDF）は、対象者、教育形態及び内容を勘案した上で、必要に応じて変更する。

別表－1 プログラムの対象教育分野

教育分野		内容	記号
I 基礎共通分野	共通一般	技術者倫理、地球環境問題、技術史、一般科学等	A
	教養・その他	一般法令（専門技術分野に関するもの以外）、語学、プレゼンテーション力、コミュニケーション力、社会・経済学等	B
II 専門技術分野A	入札・契約等	入札・契約制度、総合評価落札方式、PPP、PFI、CM、PM等	C
	設計積算	仕様書及び設計書の作成、積算	D
	監督・検査	工事監督、工事検査	E
	上記関連法令等	入札・契約適正化法、品確法等	F
III 専門技術分野B	河川分野	河川、ダム、砂防、海岸等の調査・計画から施工、維持管理、防災等に関するもの	G
	道路分野	道路、橋梁等の調査・計画から施工、維持管理、防災等に関するもの	H
	都市分野	都市、公園等の調査・計画から施工、維持管理、防災等に関するもの	I
	住宅分野	住宅、建築（営繕含む）等の調査・計画から施工、維持管理、防災等に関するもの	J
	上下水道分野	上下水道の調査・計画から施工、維持管理、防災等に関するもの	K
	港湾・空港分野	港湾、空港、漁港の調査・計画から施工、維持管理、防災等に関するもの	L
	総合企画分野	国土計画、地域計画、技術企画等に関するもの	M
	環境保全	景観、環境アセスメント、環境調査、廃棄物等	N
	その他	鉄道、機械、電気・通信、農業農村・森林整備等に関するもの	O
IV その他分野	その他	リスクマネジメント、ISO等、上記以外で全建が認めたもの	P

別表－２ 教育形態とCPD単位

教育形態	番号	内容	重み係数 (CPDF)	単位	年間取得単位数の上限値※
講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加	1	講習会、研修会等の受講 (WEB配信 <sup>注1</sup> を含む)	1	時間 <sup>注2</sup>	—
	2	講演会、シンポジウム等の聴講 (WEB配信 <sup>注1</sup> を含む)			
	3	現場研修会への参加	0.5	時間 <sup>注3</sup>	—
論文等の発表	4	口頭発表	0.1または0.2 <sup>注4</sup>	分	—
	5	口頭発表(ポスターセッション)	2	発表	
	6	論文発表(査読付き)	10	編 <sup>注5</sup>	—
	7	論文発表(査読なし)	5	編 <sup>注5</sup>	—
	8	技術図書の執筆	0.5	頁	—
内部研修	9	組織内研修(プログラムが明確なもの) <sup>注6</sup>	0.5	時間	10
技術指導	10	講習会等の講師 <sup>注7</sup>	2	時間	—
	11	組織内研修等の講師	1	時間	10
	12	論文等の査読 <sup>注8</sup>	2	編	—
発注関係事務(※P7[参考]参照。なお、業務についても工事に準ずる)の実務経験 <sup>注9</sup>	13	公共工事の発注関係事務(補助業務を含む)において、新たな取り組みや工夫等を行ったもの <sup>注10</sup>	1または2 <sup>注12</sup>	件	10
	14	公共工事の調査・設計業務の発注関係事務において新たな取り組みや工夫等を行ったもの <sup>注11</sup>			
その他	15	特許取得(発明者に限る)	10 <sup>注13</sup>	件	—
	16	外部機関からの表彰(個人) <sup>注14</sup>	5	件	—
	17	委員会等出席	1または2 <sup>注15</sup>	時間	—
	18	災害調査(テックフォース、リエゾン、ボランティア等含む)、研究調査、国際機関への技術協力等への参加	10	件	10
	19	技術資格の取得 <sup>注16</sup>	5または10	1資格	10
	20	自己学習(学協会誌購読等 <sup>注17</sup> )	0.5	時間	10

※「年間取得単位数の上限値」の「年間」とは、4月1日から翌年3月31日

- 注1：WEB配信（オンデマンド、ライブ）については、建設系CPD協議会加盟団体が主催又は認定するプログラム並びに行政が主催するものを対象とする。それ以外のものは、「21.自己学習」を適用する。なお、WEB配信のプログラム（e-ラーニングを含む）は、記録登録の承認時に「受講証明書」等、エビデンスの提出を必須とする。
- 注2：0.5時間（30分）単位を最小とし、それ未満は切り捨てとする。  
（以下、時間単位のものと同様）
- 注3：現場や事業に関する説明を伴わない移動時間を除く。
- 注4：法人格を持つ学協会での発表を0.2/分とし、それ以外での発表については、0.1/分とする。またどちらも1発表あたりの上限を5単位とする。
- 注5：連名、共著の場合はその人数で除した数とし、少数点以下は四捨五入する。
- 注6：業務上の対応・確認・打合せ等は対象外とする。
- 注7：行政、学協会、教育機関等から依頼を受け、対外的に講演を行うものを対象とする。  
本人が所属する機関が主催する対外的な講習等での講演については、「12.組織内研修等の講師」を適用する。
- 注8：学協会が依頼したものを対象とする。
- 注9：PPP、PFI事業の発注に係るプロポーザルの審査やCM業務の発注に関する審査を含む。
- 注10：新たな入札契約方式（「新たな」とは、当該発注機関において、初めて導入したものをいう。）の導入や総合評価落札方式等において工事の性格や地域の実情等に応じた独自の評価方法を採用した事例や新技術・新工法等を積極的に活用した発注事例を対象とする。（工夫等の内容について自己登録時に明確に記述すること）
- 注11：プロポーザル等において、業務の特徴等を考慮して特定テーマを設定する等の工夫をおこなった事例等を対象とする。（工夫等の内容について明確に記述すること）
- 注12：発注機関における指導的立場\*及び補助業務における管理技術者の場合は、2/件とし、発注機関の担当者及び補助業務の担当技術者の場合は、1/件とする。（※指導的立場とは、発注機関における本庁・本局の課長補佐以上、出先機関の課長以上をいう。）
- 注13：共同発明の場合はその人数で除した数とし、少数点以下は四捨五入する。
- 注14：外部機関から個人が表彰されたものとする。
- 注15：公的機関等の審議会・研究会、学協会等の委員会・研究会を対象とし、議長・委員長の場合2/時間とする。委員・幹事等の場合は、1/時間とする。
- 注16：申請は年間1資格（10/年まで）とし、次の資格を指定技術資格とする。  
技術士、1級土木施工管理技士、特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者、RC CM、公共工物品質確保技術者、一級建築士、一級建築施工管理技士  
指定技術資格以外の技術資格は、5/資格とする。（技能資格は対象外）
- 注17：学協会誌購読については1冊ごとに入力し、1冊当たり2時間を上限とする。学んだことにより得た知識等について、自身の言葉で感想・意見を交えて具体的に記載する。

[参考]「発注関係事務」については、品確法第7条による

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。（以下略）

#### (5) プログラムの認定

CPDプログラムは、全建が主催するもののほか、各学協会等が主催するプログラムについても所定の申請書（様式-5）を提出し、審査を受けることで認定する。

全建が認定するプログラムは、原則として下記①～④に示すいずれかの内容に該当することを前提とする。（※教育形態の1～3のみを対象とする）

##### ①制度・技術動向：新しい制度・技術の動向の理解に役立つ内容

- ・公共事業等における最新の知識、事例等を提供できる。
- ・公共事業等に関連する新技術・新情報を提供できる。

##### ②社会性：建設技術関係者を取り巻く状況の理解に役立つ内容

- ・建設技術関係者の位置付け、社会環境の変化との関連に対する理解を深めることができる。
- ・建設技術関係者の信頼性の向上とその役割等の理解を深めることができる。

##### ③総合性：建設技術関係者が携わる関連分野の理解に役立つ内容

- ・建設技術関係者に必要とされる関連分野の基礎知識、技術、考え方等を提供できる。
- ・公共事業等に携わる立場として、総合的な見識を養うなど、建設技術関係者の育成に資する内容を提供できる。

##### ④倫理性：建設技術関係者としての倫理観の涵養に役立つ内容

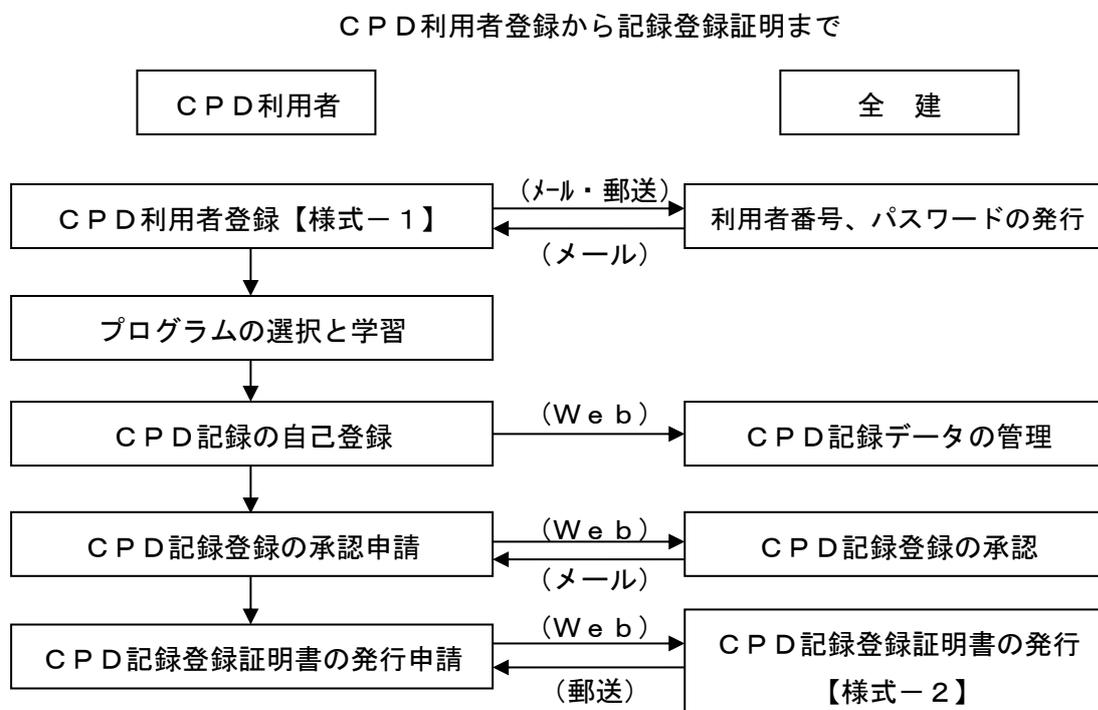
- ・建設技術関係者として、自ら判断し、行動できる倫理能力の涵養に資する内容を提供できる。
- ・倫理全般を対象に、建設技術関係者として保有すべき事項に関わる理解を促すことができる。

### 3. CPD記録の登録について

#### (1) CPD利用者登録から記録登録証明までの流れ

CPD利用者登録からCPD記録の自己登録<sup>\*</sup>、登録の承認・証明等は、以下に示す流れで実施する。

※「自己登録」は「仮登録」であり、「承認」を経て正式に「登録」された記録とする。



#### (2) CPD利用者登録申請

CPD記録を登録するには、予め「CPD利用者登録」が必要である。希望者は、「CPD利用者登録申請書」(様式-1)を記入し、全建に提出する。全建は、登録料等の料金が発生する場合は、所定の料金の支払いを確認の上、利用者番号とパスワードを発行する。

#### (3) CPD記録の自己登録

- ・CPD利用者は、利用者番号とパスワードにより、Webシステムを利用してCPD記録の自己登録を行うことができる。
- ・CPD記録は、利用者登録を行った年度から4年度まで遡って自己登録することができる。
- ・全建が主催するCPDプログラムについては、特に受講証等の提出は求めない。
- ・他の学・協会等のCPDプログラムでは、受講証、参加費用領収書等、登録の際のエビデンスとして、参加を証明できる資料を保管しておくこととする。
- ・全建は自己登録されたCPD記録について必要に応じてサンプリング監査を実施する。

#### (4) CPD記録登録の承認

- ・CPD利用者が自己登録したCPD記録データに基づき、全建が確認を行い適切と判断した場合、CPD記録として登録されたことを承認する。

- ・自己登録されたCPD記録の内容、CPD単位等の確認において、全建は必要に応じてCPDプログラムの学習を証明する書類（エビデンス）の提出依頼やプログラムの主催者、利用者本人への問い合わせを行う。
- ・CPD記録登録の承認申請の対象となるCPD記録は、申請日から過去1年間までとする。但し、利用者登録初年度内のみ遡って複数年分の承認申請を行うことができる。

#### (5) CPD記録データの管理

- ・全建は、CPD利用者が登録（自己登録を含む）したCPD記録データについて、それを管理する。

#### (6) CPD記録の閲覧・登録証明

- ・CPD利用者は必要に応じてWebシステムを利用して、自身のCPD記録を閲覧することができる。
- ・CPD利用者はCPD記録の登録証明が必要な場合は、Webシステムを利用して、「CPD記録登録証明書」（様式－2）の発行申請を行うことができる。
- ・全建は、CPD利用者の求めに応じて、管理するCPD記録データに基づき、「CPD記録登録証明書」（様式－2）を発行する。（有料）

#### (7) 推奨取得単位数

推奨する取得CPD単位数は1年間で25単位以上とする。

#### (8) 利用者登録料等

本制度を利用する者は、利用者登録料をはじめ制度の利用に関する所定の料金を全建に支払うものとする。但し、全建会員及び品確技術者は、利用者登録料と利用料については無料とする。

## 4. 利用者の登録事項の変更及び登録の抹消について

### (1) 登録事項の変更

CPD利用者は、登録事項に変更が生じた場合には「CPD利用者登録事項変更申請書」（様式－3）を遅滞なく提出しなければならない。（※メールアドレスはWebシステムで変更可能）

### (2) 利用者登録の抹消

CPD利用者が制度の利用を中止する場合は、「CPD利用者登録抹消申請書」（様式－4）を提出することによって、利用の中止・CPD記録の抹消を行うことができる。

## 5. その他

ここに定めない事項および実施運営上問題となった事項については、CPD制度運営委員会で審議し決定する。

## C P D利用者登録申請書

年 月 日

一般社団法人

全日本建設技術協会 会長 殿

私は、C P D制度の利用者登録申請を行います。

※「登録区分②」「所属協会名」は該当者のみ、それ以外は全て記入してください。

ふりがな 氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生
登録区分①	該当にチェック（必ずどれかひとつを選択してください） <input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 特別会員 <input type="checkbox"/> その他（品確技術者を含む）
登録区分② ※品確技術者のみ記入	<input type="checkbox"/> 品確技術者（Ⅰ） <input type="checkbox"/> 品確技術者（Ⅱ） 登録番号：第 一 号 登録有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで
現住所	〒 一 都道府県 市区郡  電話番号： ( ) 携帯電話： ( )
勤務先	名称： 所在地：〒 一 都道府県 市区郡  電話番号： ( )
所属協会名 ※全建会員のみ記入	建設技術協会・特別会員支会
メールアドレス※ <sup>1</sup> (必須)	@
C P D利用者規約に ついて※ <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 全建のC P D利用者規約に同意します

※1：着信拒否等の設定をしている場合は、「zkcpd@zenken.com」を受信できるようにしておいてください。

※2：「C P D利用者規約」については必ず確認の上、チェックしてください。

発行番号： -

## C P D記録登録証明書

利用者番号：

\_\_\_\_\_  
殿

貴殿が登録されたC P D記録は、下記のとおりであることを証明します。

取得C P D単位： \_\_\_\_\_単位

対象期間：       年    月より  
                  年    月まで

## 教育分野別C P D単位

教育分野	記 号	単 位
I 基礎共通分野	A～B	
II 専門技術分野A	C～F	
III 専門技術分野B	G～O	
IV その他分野	P	
合 計	—	

## 教育形態別C P D単位

教育形態	番 号	単 位
講習会、研修会等への参加	1～3	
論文等の発表	4～8	
内部研修	9	
技術指導	10～12	
発注関係事務の実務経験	13～14	
その他	15～20	
合 計	—	

年    月    日

一般社団法人 全日本建設技術協会 会 長



## CPD利用者登録抹消申請書

一般社団法人  
全日本建設技術協会 会長 殿

CPD制度実施要領にもとづき、CPD制度の利用者登録の抹消を申請します。

年 月 日

申請者 氏 名 :

利用者番号 :

連絡先電話番号 :

メールアドレス :

## CPDプログラム認定申請書

プログラム名			
主催者名			
申請責任者名			
申請担当者名		所属	
主催者 住所 連絡先	〒 ー 都道府県 市区郡 TEL: ー ー Mail:		
プログラムの 目標・効果			
プログラムの 内容 (テーマ、講師、 教材内容等)			
対象技術者レベル (該当に○)	初級	中級	上級 初級～中級 中級～上級 全般
教育分野			
形態 (該当に○)	講習会 研修会 講演会 シンポジウム 現場研修会 その他 ( )		
開催期日・時間	年 月 日 ～ 月 日 時間 分		
開催都市			
会場名・定員		定員:	名
参加費※			

※1 会員、非会員等の区分がある場合は、会員：〇〇円、非会員〇〇円とそれぞれの金額を記入のこと。

※2 WEB方式で実施する場合は、受講者のCPD登録エビデンスを記載すること。

(例：受講者のアクセスログにて出席を確認の上受講証を発行／アンケートの回答者に対して受講証を発行 等)

---

CPD（継続教育）制度実施要領

平成28年 3月 第1版

平成30年 4月 第2版

令和 7年 4月 第3版

一般社団法人 全日本建設技術協会 CPD事務局  
〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-13 キーストーン赤坂ビル  
TEL:03-3585-4546 FAX:03-3586-6640  
E-mail:zkcpd@zenken.com

---